

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# 1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	4	0	0	4
		補助金等交付団体	3	2	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	2	1	4
	指導事項	出資・出捐団体	8	1	0	7
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	2	0	3
	計		15	5	0	10
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	1	1	1
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	2	1	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	2	0	1
	計		4	3	0	1
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		30	12	2	16	

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年6月1日に知事から通知があったもの  
 (注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人麩城会 (岐阜県愛のともしび基金事業費補助金)	地域福祉課	岐阜県愛のともしび基金事業費補助金において、送迎車両の購入に当たり平成30年4月26日に補助金の交付申請を行うと同時に、平成30年5月31日を事前着手予定日とした届出書を提出していたが、交付申請を行った時点で既に契約していたので、今後は補助金の交付申請手続を遵守し、適正に処理されたい。	指摘事項について当該法人から下記のとおり対応するとの報告を受けた。 当該事案は、担当者の補助金交付要綱等の理解不足と、法人内部におけるけん制体制が不十分であったことから生じたため、今後は、担当者、総務課長、施設長が補助金交付要綱等を十分把握し申請手続を遵守するとともに、法人において作成した補助金チェック表により、補助金の交付申請の手続を担当者、総務課長、施設長が確認することで内部けん制を図り、再発防止に努める。

### (2) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
地域福祉課	社会福祉法人麩城会 (岐阜県愛のともしび基金事業費補助金)	社会福祉法人麩城会に対する岐阜県愛のともしび基金事業費補助金において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は補助金の交付手続を遵守し、適正に処理されたい。 1 送迎車両の購入に当たり平成30年4月26日に補助金の交付申請が行われるのと同時に、平成30年5月31日を事前着手予定日とした届出書が提出されていたが、実績報告書には平成30年4月24日付けの契約書が添付されており、届出書の記述は事実と異なるものであって実際には交付申請日より前に事業に着手していたことは知り得たのに、十分に審査及び確認を行うことな	指摘事項について当該法人に対応を求めたところ、当該事案は、担当者の補助金交付要綱等の理解不足と、法人内部におけるけん制体制が不十分であったことから生じたため、今後は、担当者、総務課長、施設長が補助金交付要綱等を十分把握し申請手続を遵守するとともに、法人において作成した補助金チェック表により、補助金の交付申請の手続を担当者、総務課長、施設長が確認することで内部けん制を図り、再発の防止に努める旨の報告を受けた。当課においては、法人が作成した補助金チェック表の内容を確認し、適切であると認めた。 また、当課における補助金交付申請書の審査について

		<p>く額の確定を行っていた。</p> <p>2 実績報告書が提出期限である補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日までに提出及び受理がされていなかった。</p>	<p>は、当課で作成している書類チェックリストに基づき行っていたが、事前着手については「事前着手届が提出されているか」という項目のみであったため、事前着手日や契約状況を具体的に確認する項目を書類チェックリストに追加するとともに、実績報告書の審査についても書類チェックリストを作成し、課内での十分な審査及び確認を行うことができる体制とする。</p>
--	--	---	---